

# 部落差別の解消の推進に関する法律について

部落差別解消法が平成28年  
12月9日に成立、同月16日に  
公布・施行されました。



## 法律の内容

### 目的

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進する。

### 基本理念

部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現を旨として行われなければならない。

### 国の責務

部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供、指導・助言を行う。

- 1 相談体制の充実を図る。
- 2 教育及び啓発を行う。
- 3 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

### 地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

- 1 相談体制の充実  
部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発  
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。



## 鳥取県の対応



- 人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、部落差別だけでなく、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応した実効性のある救済制度を早急に確立するよう引き続き国に要望していくこととしているほか、次のような取組を行います。



### 啓発活動

- (1) 広報誌による啓発：県政だより（平成 29 年 2 月号）新聞広告等により啓発を図ります。
- (2) 講演会などの開催：人権講演会、セミナー等で周知を図ります。その他、様々な機会をとらえ、啓発に努めます。

### 相談体制の整備

人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる相談体制の中で、部落差別により人権侵害を受けた県民の相談に応じます。必要に応じ、人権侵犯事案として鳥取地方法務局に通告するなど、関係機関と連携した対応を行います。

### 教育の充実

教育機関及び社会教育における人権教育の中で、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発に努めます。



## 【同和問題・部落差別に関する相談窓口】



※同和問題・部落差別に関する相談をはじめ、人権に関する相談に応じます。

【東部】 県庁人権・同和対策課 ☎0857-26-7677  
(鳥取市東町1丁目220)

【中部】 中部総合事務所地域振興局 ☎0858-23-3270  
(倉吉市東蔵城町2) 面談、電話

【西部】 西部総合事務所地域振興局 ☎0859-31-9649  
(米子市花町1丁目160)

受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

メール相談 [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)

面談、電話、  
メール

での相談を受け付けて  
います。



#### 人権相談窓口での支援

問題解決に役立つ各種制度や県、市町村、国等の相談機関などを紹介し、ご希望に応じて、相談員が関係機関に相談内容を説明したり、相談に同行します。

#### 関係機関が 連携した支援

関係機関が協力して、効果的、総合的な支援を行います。

#### 専門相談員による支援

多様な有識者（法律、福祉、医療、教育等）が、専門相談員として第三者の公平な立場から助言を行います。